

企業所得税法の補足通知が続々と公布される

本年1月1日より施行されている企業所得税法及び企業所得税法実施条例の補足通知が昨年末より立て続けに公布されています。

今回は、昨年末からこれまでに公布された主な補足通知についてご紹介いたします。

1. 優遇移行期間中の適用税率及び定期減免税額

(国発[2007]39号 2007年12月26日、財税[2008]21号 2008年2月4日)

2006年3月16日より前に登記、設立された企業で、優遇税率と定期減免が適用されていた企業の、経過期間中の取扱いについては下記の通り。

(1) 15%の税率が適用されていた企業

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
18%	20%	22%	24%	25%

(2) 24%の税率が適用されていた企業は 2008年より税率25%を適用。

(3) 定期半減優遇の税額

企業所得税の定期半減優遇経過措置を享受した企業は、上記(1)及び(2)の軽課税率に基づいて計算した納税額の半減徴収を実行する。

2. 従来「高技術企業」の認定を受けていた企業の予定納税(国発[2008]17号 2008年1月30日)

2008年1月1日前に「高技術企業」の認定を受けていた企業は、新企業所得税法の関連規定により 改めて認定されるまでは、25%の税率で暫定的に予定納税する。

3. 企業所得税の若干の優遇政策についての通知(財税[2008]第001号 2008年2月22日)

企業所得税法第36条に基づき、国務院は以下の優遇政策を批准しました。

(1) 外国投資者が取得する外商投資企業からの利益配当金収入の優遇政策

① 2007年末までの未処分利益による配当金 ⇒ 免税

② 2008年以降に獲得した利益による配当金 ⇒ 税率10%で源泉徴収

(2) ソフトウェア産業及び集積回路産業発展を奨励する優遇政策

① 企業がソフトウェアを購入する場合、主管税務機関の審査を経て償却期間を最短2年間に短縮可能。

② ソフトウェア企業の主な優遇政策

新規設立したソフトウェア企業は認定取得後、利益獲得年度から2年間は免税、3年目から5年目は半減の優遇政策適用あり。なお、国家計画により配備された重点ソフトウェア企業で、当年度に免税優遇を享受していない場合には、10%の軽減税率で企業所得税を徴収。

③ 集積回路企業の主な優遇政策

- i) 集積回路生産企業の生産設備は、税務機関の審査を経て耐用年数を最短3年に短縮可能。
- ii) 一定の集積回路設計企業は、利益獲得年度から5年目は免税、6年目から10年目までは半減の優遇政策を享受することができる。
- iii) 2008年1月～2010年末まで、集積回路生産企業・パッケージ企業の投資者が、税引き後利益の再投資(増資若しくは他の集積回路生産企業・パッケージ企業を設立)した場合、再投資した利益に係る納付済み企業所得税額の40%が還付される。なお、西部地域に当該企業を設立する場合には、80%の還付がされる。

(3) 証券投資基金発展を奨励する優遇政策

暫定的に以下の収入について企業所得税が免除される。

- ① 投資者が証券投資基金の利益配分で得た収入。
- ② 証券投資基金が証券市場で得た収入。
- ③ 証券投資基金管理者が株式・債券売買で得た差額収入。

4. 外商投資企業等の税収優遇政策取消し後の処理について(国税発[2008]23号 2008年2月27日)

(1) 再投資税額還付

- ① 2006年度以前の税引き後利益を再投資(増資及び新たに外商投資企業を設立)し、2007年末までに工商局での変更・設立登記が完了していれば税額還付が受けられる。
- ② 2007年末までに2007年度予定配当利益を再投資した場合は、税額還付は受けられない。

(2) 外国企業の中国から取得した利子、技術使用料(※)の免税

契約が2007年末までに締結されており、且つ、税務機関の認可を受けていれば引き続き免税扱いとなる。ただし、期間延長、補充契約及び約款拡大は含まれない。

(※) 免税扱いとなる外国企業が収受する貸付利子及び技術使用料

国際金融機関の中国政府・中国国家銀行に対する貸付等に係る利子、科学研究、エネルギー開発、交通事業発展、農林畜産業生産及び従業技術開発で特許権やノウハウを提供し取得する技術使用料で先進技術であるもの。

(3) 定期減免税の適用を受けていた外商投資企業の条件が変化した場合

2008年以降に、外商投資企業の性質の変更(生産型企業から非生産型企業への変更)や経営期間が10年未満に短縮等により、旧法の定期減免税の条件に適合しなくなった場合
⇒ 減免期間中の税額を追加納付する。

4. まとめ

これまで2008年1月以降に外商投資企業が外国企業に対して行う利益配当は10%源泉と認識されていましたが、2月22日公布の財税[2008]第001号で2007年以前の利益について免税扱いとなったことは朗報です。

なお、同通知では、「企業所得税法、同法实施条例、国発[2007]39号、国発[2007]40号(経済特区と上海浦東新区新設ハイテク企業が経過税収優遇実施についての通知)及び財税[2008]第001号に定める優遇政策を除き、2008年1月1日以前に実施されたその他の企業所得税優遇政策を一律廃止する。」と記載されていますので、これまで、自社に適用されていた企業所得税法上の優遇政策が今後も継続適用できるものかどうか、各種通知を照らし合わせながらご確認ください。(完)